

令和 6 年 5 月
国土交通省住宅局

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 の一部を改正する政令案について（概要）

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項により、特別特定建築物の政令で定める規模（2000 m²）以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 11 条から第 24 条までにおいて定められている建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないとされている。

今般、建築物移動等円滑化基準のうち、「便所」及び「駐車場」に係るものの見直し並びに「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」に係るものの創設に対する社会的要請が高まっていることから、これらの基準について、所要の見直し及び創設を行う必要がある。

2. 改正の概要

※（1）～（3）中「告示」の詳細な内容については、別途パブリック・コメントを実施する予定です。

（1）便所に係る建築物移動等円滑化基準の見直し（令第 14 条関係）

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設けなければならないこととする。ただし、当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して告示で定める階（※）については、当該数に算入しないこととする。

※告示で規定予定の階の例

- 当該階の床面積が小さいこと
- 不特定かつ多数の者等が当該階に滞在する時間が短いと想定されること 等

- 当該便所を設ける階においては、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を 1 以上設けなければならないこととする。ただし、規模等の事情を勘案して告示で定める場合（※）は、本基準は適用しないこととする。

※告示で規定予定の特殊な場合の例

- 床面積が 1,000 m²未満の階を有する場合（それらの階の床面積の合計が 1,000 m²に達する毎に 1 以上の車椅子使用者用便房を設ける）
- 床面積が 10,000 m²超の階を有する場合（当該階に 2 以上（床面積が 40,000 m²超の階にあっては、当該床面積を 20,000 で割った数以上（端数は切り上げ））の車椅子使用者用便房を設ける）
- 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を他の階の便所に設けた場合 等

（2）駐車場に係る建築物移動等円滑化基準の見直し（令第 18 条関係）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、以下に示す数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならないこととする。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして告示で定める場合は、本基準は適用しないこととする。

- ・ 駐車場に設ける駐車施設の数が 200 以下の場合、駐車施設の数 \times 2%以上
- ・ 駐車場に設ける駐車施設の数 \times 200 を超える場合は、駐車施設の数 \times 1% + 2 以上

(3) 劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準の創設（新設関係）

劇場等の客席には、以下に示す数以上の車椅子利用者用スペース（車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして告示で定める基準に適合する場所）を設けなければならないこととする。

- ・ 客席に設ける座席の数 \times 400 以下の場合、2 以上
- ・ 客席に設ける座席の数 \times 400 を超える場合は、座席の数 \times 0.5%以上

(4) 経過措置

本政令による改正後の便所、劇場等の客席及び駐車場に係る建築物移動等円滑化基準については、本政令の施行の日（令和7年6月1日を予定。「3. 今後のスケジュール（予定）」を参照。）以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の前日に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例によることとする。

(5) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和6年6月頃

施行 令和7年6月1日